

令和5年度 海外事務所等情報受発信強化業務委託 企画提案公募要領

1 委託業務の名称

令和5年度 海外事務所等情報受発信強化業務委託

2 目的

沖縄県ではアジア各地に海外駐在を配置し、経済及び貿易情報の収集及び提供、県産品の販路拡大、観光誘客その他経済交流事業に関する活動を行っている。その中では、現地在住者向けに各種SNSを用いて沖縄の観光、県産品、農林水産物等に関する情報発信や、海外における県関係イベントの開催等に合わせた報道機関（日本、海外とも）向け各種情報発信を行っている。

本事業ではこれら情報発信力の強化を目的として、海外における海外SNS投稿の仕組み作り及び研修、SNS投稿例の作成等を委託するものとする。

3 契約の期間

契約の日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

別添「令和5年度 海外事務所等情報受発信強化業務委託 企画提案仕様書」のとおり。

5 提案額

提案額は、3,476千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

6 スケジュール（予定）

- 12月11日（月） 質問書の提出期限
- 12月13日（水） 質問書に対する回答（最終・予定）
- 12月18日（月） 応募書類の提出期限
- 12月20日（水） 一次審査結果の通知
- 12月25日（月） 二次審査の実施

7 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。コンソーシアムの場合は、構成員のすべてが(4)から(8)に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (2) 企業又は行政における広報に関する業務又はSNS運用支援に関する業務の実績があり、想定する委託期間内において別添仕様書に基づく業務内容を遂行する能力を有すること。
- (3) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに対して、迅速に対応できる体制を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（注）：地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれか

に該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (5) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - (6) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (8) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ※ 委託候補者となった後においても、参加資格を有していることの確認のために必要な資料の提出を求めることがある。

8 質問書の提出

- (1) 受付期間 公募掲載日から令和5年12月11日（火）17時まで
- (2) 受付方法 質問書【様式10号】により、担当者名・電話番号記載の上、アジア経済戦略課代表メールアドレスあて提出すること。件名は「令和5年度 海外事務所等情報受発信強化業務委託 質問」など、本公募に係る質問であることが分かるようにすること。
aa050075@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 回答 最終回答は令和5年12月13日（水）を予定している。質問及び回答はウェブ上で公表するほか、質問者あてに電子メールで回答する。ただし、簡易な質問等については、電話等により回答することがある。

9 応募書類

応募に当たっては、次に掲げる書類を作成し、提出すること。

提出部数は、(1)から(11)までの正本を1部、(1)から(7)までの副本を7部とする。

- (1) 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式1】
- (2) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式2】
- (3) 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式3】

- (4) 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式4】
- (5) 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式5】
- (6) 法人（会社）概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式6】
- (7) 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式7】
- (8) 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式8】
- (9) コンソーシアム構成書（※コンソーシアムの場合）・・・【様式9】
- (10) コンソーシアム協定書（※コンソーシアムの場合）
- (11) 添付書類

- ア 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）の写し
- イ 登記履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類（様式自由））
- ウ 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類。個人の場合は直近2年の確定申告書の写し
- エ 応募者の概要がわかるもの（会社案内等）

※コンソーシアムの場合、上記(6)から(8)まで及び(11)についてコンソーシアムの構成員ごとに提出すること。

※各様式は、必要に応じて2枚以上にまたがって記載してもよい。また、関連資料があれば必要最小限度の範囲で添付してもよい。

※各書類は、正本は(1)から(11)まで、副本は(1)から(7)までを、ダブルクリップにて留める、穴を開けてフラットファイル等につづるなど並べ替え等が容易な状態で提出すること。

10 応募書類の提出

- (1) 提出期限 令和5年12月18日（月）17時00分（提出期限厳守）
- (2) 提出場所 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁8階）
電話番号：098-866-2340 FAX番号：098-866-2526
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、書留郵便とすること。提出期限の日必着とする。

11 一次審査

応募のあった者について、7に定める参加資格を満たす者であるか書類審査を行う。審査結果、選定された者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション）の場所と時間を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを電話又は電子メール若しくは文書により通知する。

結果通知日：令和5年12月20日（水）予定

12 二次審査

選定委員会において、応募者自ら提出資料に基づき企画提案書の内容等についてプレゼンテーションを行った後、その内容を審査し、委託候補者の順位を決定する。なお、応募状況その他の事情によっては、プレゼンテーションを行わず提出された書類のみをもとに委託候補者の順位を決定することがある。

審査会場への入場者は3名以内とする。オンラインでの審査を希望する者についても同様とする。

選定委員会開催日：令和5年12月20日（水）午後予定

※プレゼンテーション審査を行う時間帯等については、後日連絡する。

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

- (1) 技術力（専門性や類似業務実績が十分にあること）
- (2) 適合性（事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること）
- (3) 実効性（確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること）
- (4) 具体性（提案された内容が具体的かつ効果的であること）
- (5) 妥当性（事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること）

1.3 委託契約の締結

審査の結果、評価が最も高い者と原則として委託契約を締結する。

委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げ協議を行い、協議が整った者と契約を締結する。

1.4 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、選定委員会に参加する経費等企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 企画内容については、受託者を決定するためのものであり、そのとおりに実施するものではなく、受託者の企画書等を基にして、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により実施内容を決定することになる。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

参考：沖縄県財務規則（抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(6) 本委託業務は再委託が制限されている。別紙企画提案仕様書を確認すること。

(7) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。

(8) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 本要領に違反すると認められる場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (9) 業務を行う上で知り得た一切の情報等（個人情報や企業情報を含む。）については、関係法令にのっとり適正に取り扱い、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うこと。
- (10) 書類作成に当たり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。外貨を日本円に換算する場合は、原則として、日本銀行の公表する報告省令レートを用いるものとする。
- (11) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県と受託者とで別途協議して決めることとする。

15 問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 担当：土屋

電話：098-866-2340 FAX：098-866-2526

E-mail：aa050075@pref.okinawa.lg.jp